

# マイナンバーカードをご利用ください

マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方  
→利用登録は窓口（カードリーダー）でできます



とっても  
簡単!

## マイナンバーカード

1

### 受付

マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。



2

### 本人確認

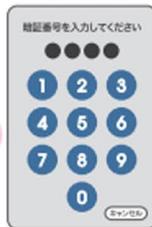
顔認証または  
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



or

暗証番号



3

### 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。



4

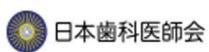
### 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



※正確な情報を取得・活用するため、診察前の受付時に  
マイナ保険証による登録のご協力をお願いします。

利用申込受付中！

# マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます！



申込方法は  
特設ページでも  
確認できます！



\*医療機関・薬局によって開始時期が異なります。  
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。

[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)



## 医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに 置いて本人確認！

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



### どんないいことがあるの？

#### より良い医療が 可能に！

本人が同意をすれば、  
初めての医療機関等でも、  
特定健診情報や今までに使った  
薬剤情報が医師等と共有できる！



#### 自身の健康管理に 役立つ！

マイナポータルで  
自身の特定健診情報や  
薬剤情報・医療費通知情報が  
閲覧できる！



#### オンラインで医療費控除が より簡単に！

マイナポータルを通じた  
医療費通知情報の自動入力で、  
確定申告の医療費控除が  
よりカンタンに！



#### 手続きなしで限度額を超える 一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても  
高額療養費制度における  
限度額を超える支払が免除される！



#### 健康保険証として ずっと使える！

就職・転職・引越をしても  
健康保険証としてずっと使える！  
医療保険者が変わった場合は、  
加入の届出が引き続き必要です。



\*マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。